

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	1
○道路の供用開始 (道 路 課)	2
◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港 の港湾区域及び臨港地区内における港 湾施設に係る使用料の徴収事務の委託 (港湾・海岸 課)	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (3件) (農業基盤課)	3
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) (")	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	4
落札公告	
○落札者等の公告 (税 務 課)	5
○ " (会計管理課)	5

告 示

高知県告示第310号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和3年4月19日に次のとおり認可した。

令和3年5月11日

高知県知事 濱田 省司

- 1 鏡川漁業協同組合 内共第512号 第五種共同漁業権遊漁規則
 - (1) 漁業権者の名称及び住所
鏡川漁業協同組合 高知市鏡川町字カツラ原104番地2地先
 - (2) 漁業権の免許番号
内共第512号
 - (3) 遊漁規則の変更の内容
第4条第2項の表中「重倉川」を「高川川」に改める。
第6条第1項及び第4項中「高知市鏡川町字カツラ原104番地2地先」を「高知市鏡川町104番地6」に改める。
附則として次のように加える。
この規則は、令和3年5月15日から施行する。
 - (4) 変更後の遊漁規則の施行の日
令和3年5月15日
- 2 仁淀川漁業協同組合 内共第513号 第五種共同漁業権遊漁規則
 - (1) 漁業権者の名称及び住所
仁淀川漁業協同組合 吾川郡いの町4055番地5
 - (2) 漁業権の免許番号
内共第513号
 - (3) 遊漁規則の変更の内容
第4条第1項の表中「顔面」を「箱ピンは、片手で持って使用することとし、顔面」に改める。
第5条第1項の表中

「 2,000円	「 2,000円（流域市町村又は流域観光協会が行うイベント等に参加する者で、主催者又は個人からの申請に基づき組合が特に承認したものにあっては、1,000円）
-------------	---

を

に改める。

--	--

第5条第2項の表中「中学生」を「高校生」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和3年6月1日

3 四万十川漁業協同組合連合会 内共第516号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

四万十川漁業協同組合連合会 四万十市不破申田山1778番地2

(2) 漁業権の免許番号

内共第516号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第1項の表を次のように改める。

漁具漁法	規模等
さお漁	友掛けは、ルアーを使用しないこととし、しゃびきは、12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時までの期間内の赤鉄橋上流端から上流500メートルまでの区域を除き、道糸とハリスとを併せた長さをさおの長さの2倍までとすること。
もじ	15個以内とすること。
なげ網	浮子だけ25メートル未満のものとする。
大正網	浮子だけ25メートル未満のもので2張以内とすること。

第4条第2項の表中「6月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで」を「6月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで。ただし、さお漁のうちしゃびき及びしゃくりによるものに限り、7月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで及び12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時までとする。」に、「6月15日」を「7月1日」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和3年6月1日

高知県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年5月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月11日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川中土佐
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町床鍋字虎杖谷1241番30から 高岡郡四万十町床鍋字大呑谷1244番13まで	273	令和3年5月11日

高知県告示第312号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月11日

高知県知事 濱田 省司

港湾名	港湾施設名	委託した者		委託期間
		所在地	名称	
高知港	港町地区、潮江地区、若松町地区、弘化台地区、北タナスカ地区、仁井田地区及び三里地区の港湾施設	高知市仁井田字新港4700番地	高知ファズ株式会社	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
須崎港	係留施設、野積場、荷さばき地、荷さばき地、野積場	須崎市港町81番3	一般社団法人須崎埠頭協会	〃

	及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地			
下田港	係留施設、野積場、荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地	四万十市下田1910番地15	下田海運協同組合	〃
宿毛湾港	宿毛湾港片島地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設	宿毛市片島1番77号	片島地区長 橋本 壮一	〃
	宿毛湾港大島地区の係留施設及び野積場	宿毛市大島6番24号	大島地区自治会 地区長 堀江 紀夫	〃
	宿毛湾港小筑紫地区の係留施設及び野積場	宿毛市小筑紫町小筑紫128番2号	小筑紫地区長 西郷 典生	〃

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、南国市東沢土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和3年5月11日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住	所
----	----	---	---

(退任)

理事	土居 護	南国市十市651番地	
〃	土居 篤男	〃 〃 311番地	

〃	土居 一水	〃 〃 926番地	
〃	村田 陽勇	〃 〃 2226番地	
〃	森尾 孝章	〃 〃 1891番地の2	
〃	八松 敬昌	〃 浜改田2240番地	
〃	門田 佳久	〃 十市2998番地	
〃	鍋島 恒久	〃 〃 4693番地	
〃	土居 修實	〃 〃 1658番地	
監事	土居 述美	〃 〃 5651番地	
〃	宮崎 孝雄	〃 〃 1721番地	
(就任)			
理事	土居 護	南国市十市651番地	
〃	土居 篤男	〃 〃 311番地	
〃	土居 一水	〃 〃 926番地	
〃	村田 陽勇	〃 〃 2226番地	
〃	森尾 孝章	〃 〃 1891番地の2	
〃	大家 繁明	〃 〃 4652番地	
監事	門田 佳久	〃 〃 2998番地	
〃	八松 敬昌	〃 浜改田2240番地	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、南国市田村堰井筋土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和3年5月11日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住	所
----	----	---	---

(退任)

理事	山本 廣昭	南国市物部119番地	
〃	岡本 忠雄	〃 田村乙888番地	

(就任)

理事	小松 豊明	南国市物部483番地	
〃	吉本 健一	〃 田村乙827番地	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山田堰井筋土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和3年5月11日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住	所
----	----	---	---

(退任)

理事	鈴江 正明	香美市土佐山田町山田1572番地9	
〃	北川 泉	〃 土佐山田町1026番地2	
〃	甲藤 邦廣	〃 土佐山田町神通寺234番地の1	
〃	大島 國晴	南国市福船619番地	

〃	北村 正文	〃 上野田643番地の3	
〃	竹村 勲	〃 西山745番地	
〃	恒石 正文	〃 陣山554番地	
〃	竹村 浩繁	〃 東崎807番地	
〃	蒲原 幸男	〃 大埔甲620番地	
〃	高石 旭	〃 篠原793番地の1	
〃	新谷 正雄	〃 大埔乙1843番地	
〃	北村 孝俊	〃 立田682番地	
〃	山岡 幹雄	〃 里改田315番地	
監事	澤村 哲男	〃 大埔乙2966番地	
〃	細木 猛	〃 三阜962番地	
(就任)			
理事	鈴江 正明	香美市土佐山田町山田1572番地9	
〃	北川 泉	〃 土佐山田町1026番地2	
〃	甲藤 邦廣	〃 土佐山田町神通寺234番地の1	
〃	山中 泉	南国市堀ノ内149番地	
〃	廣井 智	〃 下野田461番地1	
〃	恒石 正文	〃 陣山554番地	
〃	竹村 鉄也	〃 上末松909番地2	
〃	蒲原 幸男	〃 大埔甲620番地	
〃	新谷 正雄	〃 大埔乙1843番地	
〃	北村 孝俊	〃 立田682番地	
〃	岡田 悠佑	〃 里改田21番地3	
監事	細木 猛	〃 三阜962番地	
〃	井上 勝弘	〃 香南市野市町西野664番地11	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安芸市赤野土地改良区の定款の変更を令和3年4月21日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年5月11日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南国市東沢土地改良区の定款の変更を令和3年4月21日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年5月11日

高知県知事 濱田 省司

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和3年5月11日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年2月15日 2 高都計第420号	吾川郡いの町枝川字 椎原3213番 1 ほか 5 筆	吾川郡いの町枝川 3222番地 1 株式会社水田青果 代表取締役 水 田善道

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第7号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

令和3年5月11日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

(2) 審査の期日

令和3年6月14日（月）から同月25日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準

定第一種免許の技能検定に関する技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	は、90パーセント以上の成績であること。 実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基

	る知識	準は、95パーセント以上の成績であること。
--	-----	-----------------------

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な	実技試験により行うもの

	教習の技能	とし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,400円、普通自動車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第二種免許等21,500円）
- イ 教習指導員審査（大型自動車免許等14,550円、普通自動車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第二種免許等12,450円）
- 4 その他
審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係（電話番号088-893-1221内線380）に問い合わせること。

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年5月11日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税務総合システム運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部税務課 高知市丸ノ内二丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
75,240,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年5月11日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度財務会計システム運用等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局会計管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
55,176,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため